

和歌山工業高等専門学校合宿施設使用規則

制 定 昭和61年 3 月 20 日

最近改正 平成14年 11 月 12 日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校合宿施設（以下「合宿施設」という。）の使用については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿施設は、健全にして、かつ、規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成するために使用することを目的とする。

(管理運営)

第3条 合宿施設の使用に当たっての管理運営は、校長の命を受けて学生主事が当り、その事務は、学生課において処理する。

(使用者及び使用の範囲)

第4条 合宿施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- 一 和歌山工業高等専門学校の学生及び職員
- 二 その他校長が特に認めた者

2 合宿施設を使用できる場合は、次のとおりとする。

- 一 学生の合宿
- 二 その他校長が許可した場合

3 使用人員は、49名以下とする。

(使用を認めない日)

第5条 合宿施設の使用を認めない日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続き及び許可等)

第6条 合宿施設を使用しようとする者は長期休業（春季、夏季、冬季及び学年末）期間中の使用については、指定する期日までに、また、その他の期間については、使用予定日の7日前までに、合宿施設使用許可願（様式第1号）に合宿施設使用計画書（様式第2号）及び合宿施設使用者名簿（様式第3号）を添えて学生課学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 使用日程等について調整が必要な場合は、学生主事、部長及び学生係で協議し、調整する。

3 使用の許可を受けた者が、都合によりその使用を取り消し、又は使用日時若しくは使用人員等の変更をしようとするときは、速やかにその旨を学生課学生係に届け出なければならない。

(使用上の注意)

第7条 合宿施設を使用する者は、別に定める使用心得を厳守しなければならない。

(使用許可の取消)

第8条 この規則及び使用心得に違反する行為があると認めるときは、使用の許可を取り消すことがある。

(弁償責任)

第9条 合宿施設を使用する者が、故意又は過失により施設、設備を滅失し、若しくはき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この規則は、昭和61年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年5月16日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年11月12日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

学生主事	部長

合宿施設使用許可願

平成 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

使用責任者氏名

下記のとおり使用したいので許可願います。

記

- 1 使用目的
- 2 使用日時 平成 年 月 日 () 時 分から
平成 年 月 日 () 時 分まで
- 3 添付書類
 - ・合宿施設使用計画書
 - ・合宿施設使用者名簿
- 4 その他参考資料

様式第2号及び様式第3号 略